

モバイルコンテンツにおける 課金手段の提供に関するガイドライン

平成21年12月25日

モバイルプラットフォーム協議会
一般社団法人融合研究所

目次

1章	ガイドラインの目的及び範囲	3
1-1	ガイドラインの目的	
1-2	ガイドラインの対象・範囲	
1-3	ガイドラインの位置付け	
1-4	用語の定義	
2章	一般サイトへの携帯PHS事業者による回収サービスの提供	5
2-1	基本的な考え方	
2-2	責任関係の明確化	
(1)	コンテンツ提供に関する一般CP・利用者の契約関係	
(2)	コンテンツ提供に関するトラブル時の規律・責任関係	
(3)	回収サービスに関する一般CP・携帯PHS事業者の契約関係	
(4)	通信利用に関する契約関係	
2-3	不正利用・過剰利用の防止の在り方	
(1)	一般CPによる利用者認証	
(2)	一般CPによる不正請求の防止	
(3)	コンテンツの利用料金(単価)及び1ヶ月の利用額に関する上限額設定	
(4)	目的外利用の防止	
2-4	利用者・一般CP・携帯PHS事業者の信頼性確保	
(1)	一般CPの適格性	
A)	運営における適切性	
B)	サイトの表示・説明	
C)	社会的に求められる事項	
D)	リンク実施時の条件	
(2)	違法・有害・悪質コンテンツへの対処	
A)	違法行為	
B)	有害行為	
C)	悪質行為	
(3)	コンテンツ利用料金の未回収時における債権の扱いについて	
3章	公式サイトへの携帯PHS事業者以外の課金事業者の提供する決済手段の導入	12
3-1	基本的な考え方	
3-2	責任関係の明確化	
(1)	決済に関する公式CPと課金事業者の契約関係	
(2)	決済に関するトラブル発生時の規律・責任関係	
(3)	決済に関する公式CP・課金事業者と利用者の契約関係	
3-3	決済の信頼性確保	

- (1) 課金事業者としての適格性・信頼性
- (2) 違法・有害・悪質な課金事業者への対処
- 3-4 携帯PHS事業者のポータル内の各サイトに対する措置
 - (1) コンテンツの利用料金(単価)及び1ヶ月の利用額に関する上限額設定

4章 利用者との関係について

15

- 4-1 基本的な考え方
- 4-2 責任関係の明確化
 - (1) コンテンツ・課金に関する利用者との契約関係
 - (2) 通信利用に関する利用者との契約関係
- 4-3 利用者保護の在り方
- 4-4 利用者告知等の在り方

1章 ガイドラインの目的及び範囲

1-1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、一般サイトへの携帯PHS事業者による回収サービスの提供、公式サイトへの携帯PHS事業者以外の課金事業者の提供する決済手段の導入を行うにあたり、利用者・CP・携帯PHS事業者・課金事業者の責任関係、利用者の安心・安全確保の在り方（不正利用・過剰利用の防止、違法・有害・悪質な事業者に対する対処等）、一般CPあるいは課金事業者の適格性、事業者間の信頼性の確保の在り方等についてその指針を定めるとともに、それらを踏まえた利用者との関係を明確化することにより、モバイルコンテンツビジネスが多様化していく中で、関係事業者が利用者に対し安心・安全で信頼性の高いサービスを提供するための適切な枠組みを示すことを目的とする。

関係事業者が本ガイドラインに沿った対応を行うことで、携帯PHS事業者が適切な一般CPに対し回収サービスの提供を行うとともに、公式サイトにおいて適切な課金事業者による決済手段が利用可能となるなど、利用者の安心・安全を確保しつつビジネスの発展や更なる利用者の利便性向上に繋がることが期待される。

1-2 ガイドラインの対象・範囲

本ガイドラインは、上述のとおり、モバイルコンテンツビジネスを提供するにあたり、利用者の安心・安全を確保するために適切な枠組みを示すものであり、関係事業者が本ガイドラインに沿った対応を行うことで利用者にとって安心・安全なサービスの提供が図られることが期待されるところである。

一方で、本ガイドラインの遵守を強制することは、新たなビジネス展開の阻害となり、利用者利便の向上やサービスの発展において好ましくない場合も想定され得ることから、関連事業者・団体等においては、本ガイドラインの趣旨を尊重した上で自主的な対応を行うことが求められるものである。

従って、実際の運用にあたっては、CP・携帯PHS事業者・課金事業者がビジネス上の判断でサービスを展開していくものであることが前提となり、例えば携帯PHS事業者が本ガイドラインで示された要件を満たす一般CPや課金事業者を許容するか否かは、ビジネスベースの関係に負うものであり、各事業者間での協議の結果に判断を委ねるものである。また、携帯PHS事業者が自らの経営判断・責任に基づき、本ガイドラインに拠らず、独自にCP・課金事業者との間でビジネスを展開することを妨げるものではない。

1-3 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、モバイルプラットフォーム協議会において法的専門家の意見も踏まえて作成し、制定するものであるが、モバイルコンテンツにかかわる関係事業者が広く本ガイドラインに沿った対応を行うことが望ましいことから、当面、モバイルプラットフォーム協議会において運用状況を検証しつつ試験的に運用し、今後、行政（総務省）等、外部の方々の意見を取り入れた上で必要に応じて変更を加えていくこととする。

1-4 用語の定義

- ・ 携帯PHS事業者：携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス（携帯電話端末又はPHS端末からインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって、電気通信事業報告規則第一条第二項第十一号に定めるものをいう。以下、「携帯電話等インターネット接続役務」という。）を利用

者に提供する電気通信事業者を指す。また、携帯電話等インターネット接続役務を提供する携帯PHS事業者から当該役務の接続あるいは卸による提供を受け、利用者にサービスを提供する事業者を含む。

- ・ 利用者 : 携帯PHS事業者との間で、携帯電話等インターネット接続役務の利用に係る契約を締結している者を指す。
- ・ CP : コンテンツを利用者に提供する事業者(携帯PHS事業者の携帯電話等インターネット接続役務を介して自らコンテンツを提供する事業者)を指す。
- ・ 公式CP : 携帯PHS事業者が提供するポータル内でサイトを提供するCPを指す。
- ・ 一般CP : 一般サイトを提供するCPを指す。(公式CPが一般サイトも提供する場合を含む)
- ・ 課金事業者 : 公式CP及び利用者との契約に基づき利用者の利用状況に応じて利用者からのコンテンツ利用の対価の回収行為を行う事業者を指す。例えば、包括信用購入あつせん事業者(クレジット事業者など)や前払式支払手段発行者(電子マネーを扱う事業者など)が挙げられる(携帯PHS事業者は除く。なお、課金事業者や加盟店との契約の下で課金事業者とその加盟店との間の決済業務の一部や加盟店開拓業務等を行ういわゆる決済代行事業者や包括加盟店については、本ガイドラインで定義する課金事業者には該当しない)。なお、本ガイドラインでは、企業等が提供するポイントについては対象としない。
- ・ コンテンツ : CPが携帯PHS事業者の携帯電話等インターネット接続役務を介して販売又は提供する商品及び役務を指す。
- ・ サイト : 1冊の本のように、ひとまとまりに公開されているWebページ群又はそのWebページ群が置いてあるインターネット上の場所。公式CPが携帯PHS事業者のポータル内で提供するサイトを公式サイト、それ以外のサイトを一般サイトと称する。
- ・ ポータル : 携帯電話及びPHSからインターネットへアクセスする際に、入り口となるサイトを指す。

2章 一般サイトへの携帯PHS事業者による回収サービスの提供

2-1 基本的な考え方

一般CPが、一般サイトについて携帯PHS事業者による回収サービスの提供を受けるにあたり、利用者の安心・安全が確保されるよう、利用者・一般CP・携帯PHS事業者の責任関係の明確化、不正利用・過剰利用の防止、一般CPの適格性、事業者間の信頼性の確保の在り方等について、その指針を定めるものである。回収サービスの提供を受ける一般CPが、本ガイドラインに従うことにより、そのコンテンツが利用者にとって安心・安全に利用できるよう確保されることが期待される。

更に、携帯PHS事業者から回収サービスの提供を受ける一般CPにおいては、利用者への安心・安全を確保するため、本ガイドラインにて規定する一般CPの適格性の維持や回収サービスに関する利用者への啓発等を図ることが必要である。

2-2 責任関係の明確化

(1) コンテンツ提供に関する一般CP・利用者の契約関係

一般CPが利用者に提供するコンテンツに関しては、利用者と一般CPの間の契約においてコンテンツの提供・利用等に関する責任を明確にする必要がある。

具体的には、コンテンツの提供・利用、利用料金の額、利用料金の支払期限・請求方法・支払方法（携帯PHS事業者の回収サービスを利用する場合にはその旨及びその内容）、利用期間、著作権の帰属、禁止行為等に関する内容を予め明確に示すことが必要である。これらが明示された契約が利用者と一般CPの間で締結されることにより、責任関係が明確化され、利用者にも契約の範囲内において責任が生じることになる。

また、特に支払方法などの重要な事項については、一般CPは、利用者と一般CPの間で締結される契約において定めるだけでなく、利用者に対して適切な周知等を行うことが必要となる。

なお、一般CPによるコンテンツの提供に関しては、一般CP自らが責任を持って利用者に行うものであり、携帯PHS事業者がその責任を負うものではない。

(2) コンテンツ提供に関するトラブル時の規律・責任関係

携帯PHS事業者の回収サービスを用いて一般CPが利用料金を利用者に請求する際に、その請求額等においてトラブルが発生した場合、利用者に対する説明・対応責任は一般CPが負うものである。

また、利用者からの問い合わせに対して適切に対処できるよう、一般CPは提供するサイト内において、電話及び郵送による問い合わせ窓口を明らかにする必要がある。

(3) 回収サービスに関する一般CP・携帯PHS事業者の契約関係

一般CPが携帯PHS事業者の回収サービスを利用する場合であっても、携帯PHS事業者は利用料金の回収業務を行っているに過ぎず、コンテンツの提供責任は一般CPにあることから、一般CPと携帯PHS事業者の間の契約において、その旨を明示する必要がある。

また、回収サービスの形態により債権回収の在り方が異なり、未回収時のリスク負担の考え方に相違が生じることから、回収形態に応じた当該リスク負担の在り方を明確化する必要がある。

例えば、回収代行型の場合、コンテンツ提供に係る責任及び利用料金債権は一般CP側にあり、携帯PHS事業者は回収代行業務のみを受け持つものであり、未回収時のリスクは負担しないこととなる。

また、債権譲渡型の場合、コンテンツ提供に係る責任は一般CP側にあるが、利用料金債権は携帯PHS事業者側に譲渡されることとなり、未回収時のリスクは携帯PHS事業者側が負担することとなる。

(4) 通信利用に関する契約関係

一般CPが利用者に対してコンテンツを提供する際に利用される携帯電話等インターネット接続役務は、コンテンツ提供に係る役務と同時に提供されるものであるが、利用者は携帯電話等インターネット接続役務の利用に対し対価である通信料金を支払うものであることから、一般CPは、利用者に対して、一般CPによるコンテンツ提供契約とは別に通信利用契約に基づき通信料金の支払いが生じることを明示する必要がある。

従って、一般CPは、利用者に対して、コンテンツ取得に伴う通信の利用に対して独立した役務利用としての対価を支払うことを十分に周知する必要がある。

2-3 不正利用・過剰利用の防止の在り方

(1) 一般CPによる利用者認証

一般CPが利用者にコンテンツを提供する際に利用者認証を行うこととなるが、利用者認証の確立は一般CPが責任を持って行う必要があり、不正利用に対しては、一般CPが責任を負うこととなる。

なお、携帯PHS事業者においては、コンテンツの利用料金を携帯電話・PHSの利用料金と合わせて利用者に請求することとなることから、自らの利用者保護対策として一定の利用者認証を行うことが許容される(ただし、この場合も携帯PHS事業者が一般CPに対して不正利用に関する責任を負うものではない)。

(2) 一般CPによる不正請求の防止

一般CPが携帯PHS事業者の回収サービスを利用するにあたっては、携帯PHS事業者は一般CPからの課金請求データに基づき利用者に請求を行うこととなることから、不正請求が行われることがないよう、一般CPと携帯PHS事業者の間で授受する課金請求データについて、相互に課金テーブルをもって確かめる等、正確性を担保するための措置を講じることが求められる。

(3) コンテンツの利用料金(単価)及び1ヶ月の利用額に関する上限額設定

利用者の不正利用・過剰利用を防止するために、携帯PHS事業者自らが回収サービスを提供するコンテンツの利用料金(単価)や利用者1人あたりの1ヶ月の回収サービス利用額に上限額を設けることが許容される。

また、決済手段の多様化により、同一サイト上で複数の決済手段の利用が可能になるものと考えられることから、その際には、不正利用・過剰利用の防止の観点から、一般CPにおいても、利用者毎の利用上限額の設定を行うことが望ましい。

(4) 目的外利用の防止

携帯PHS事業者が提供する回収サービスは、一般CPが携帯PHS事業者に届出した商品・役務等の対価である料金の回収を行うことを目的としていることから、一般CPにおいては、(i)商品・役務等の対価である料金以外の債権(寄付など)について回収サービスを利用する行為 (ii)アフィリエイト

報酬などを得て、実質的に一般CPが携帯PHS事業者に届出した商品・役務等以外の商品及び役務の対価を回収することを目的として利用者に対して一般CPとの契約を誘引する行為を行うなど、回収サービスを本来の目的以外に利用し又は利用されることがないことを担保するよう、必要な措置を講じることが求められる。

2-4 利用者・一般CP・携帯PHS事業者の信頼性確保

(1) 一般CPの適格性

一般CPは、携帯PHS事業者から回収サービスの提供を受けるにあたり、以下に示す事項を満たさなければならない。これは、回収サービスの提供に関する契約締結後についても同様であり、要件を満たさないと判断された場合は、携帯PHS事業者は当該一般CPに対し、違反項目及び内容を明示した上で、一定の期間内に改善することを求め、当該要請に従わない場合には、回収サービスの提供を停止する旨の通知を行った上で、当該要請に従わない一般CPへの回収サービスの提供を停止することが許容される。なお、一般CPによる違反行為が明白であり、かつ利用者保護の観点から緊急を要する場合には、携帯PHS事業者は上記通知を行うことなく、回収サービスの提供を停止することが許容される。

また、一般CPは携帯PHS事業者との契約締結の際に、商品ジャンル・商品数・商品の価格帯について、携帯PHS事業者に対して事前に届出を行うものとする。また、商品ジャンルを変更する際についても、事前に届出を行うものとする。

A) 運営における適切性

安定的かつ継続的にサービスを提供しうる能力を有するものとして、以下の規定を満たす必要がある。

- ・ 法人格を有していること
- ・ 商品、サービスの取引実態があること
- ・ 一般CPが利用者、その他の第三者からの問い合わせに対して責任をもって適切に対応すること
- ・ 利用者の情報を適切に取り扱う等、プライバシー保護に配慮した個人情報管理体制が確立されていること
- ・ 個人間の取引の場を提供する場合は、利用者間のトラブルを防止するための適切な運営体制などがとられていること
- ・ インターネット上で、店舗サイトの構築並びに、受注管理機能やメール配信機能等の構築が可能な技術力を有していること又はそれらの技術力を調達できること
- ・ 役員等において、刑法あるいは電気通信事業法の罰則を受けた者がいる場合、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から2年以上経過していること
- ・ 関連する法令を遵守していること

B) サイトの表示・説明

- ・ 商品・サービスの内容、購入・利用方法、利用料金等について、適切な説明がなされ、これらに関する利用規約が適切に定められていること
- ・ 関連する法令(例えば「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等)、関連

ガイドライン(例えば「電子商取引等に関する準則」「通信販売業における電子商取引ガイドライン」等)を遵守した表示をしていること

- ・ 販売にあたって資格・許認可が必要な商品を扱う場合、携帯PHS事業者に対して免許証・許可証のコピーを提出又は許認可番号等を通知し、サイト上にそれを表記すること
- ・ 利用者が希望する情報に適切に導く仕組みが提供されていること
例) 利用者から見た画面の移動などに不適切な誘導を行う、利用者の理解しづらい状態のまま申込に誘導する、などのことがないようにすること

C) 社会的に求められる事項

ア) サイトの内容が下記に該当しないこと

- ・ コンテンツの提供主体や目的が不明又は曖昧であるもの
- ・ 虚偽又は不正確な表現が含まれているもの
- ・ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、不安を与える恐れのあるもの
- ・ 通常知覚できない技法にて利用者の潜在意識に働きかける表現(サブリミナル等)を用いたもの
- ・ 携帯PHS事業者の承諾なしに、コンテンツの内容を携帯PHS事業者が推薦、保証しているかのような表現を用いたもの
- ・ 社会風俗に著しい悪影響を与える恐れのあるもの
- ・ 多数の利用者に不快感を与える恐れのあるもの
- ・ 性的感情を刺激する裸などの画像を青少年が容易に閲覧できる状態で提供する恐れのあるもの
- ・ 他人の中傷や、名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となる恐れのあるもの
- ・ 人種、国籍、職業、性別、境遇、思想、信条、精神的・肉体的障害などによる不当な差別、もしくは差別を助長する恐れのあるもの
- ・ 携帯PHS事業者の提供するサービスを不当に否定又は中傷するもの
- ・ 犯罪その他の法令違反行為を推奨、肯定、もしくは助長する恐れのあるもの
- ・ わいせつ物、児童ポルノの売買などを行うもの、売春、児童売春を助長する恐れのあるもの
- ・ 賭博を行い又は富くじの売買などを過度に肯定、もしくは助長する恐れのあるもの
- ・ 無限連鎖講、マルチ商法を行う、もしくはその恐れのあるもの
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害する商品等の売買などを行うもの
- ・ 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇薬の使用を肯定、もしくは助長する恐れのあるもの
- ・ 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品等の売買などを行う、もしくはその恐れのあるもの
- ・ 国際親善を害する恐れのあるもの
- ・ 公職選挙法その他の法令諸規則に違反しているもの
- ・ 他人の名義を騙るもの
- ・ 氏名、肖像、商標、著作物などを権利者の承諾を得ることなく無断で使用したもの
- ・ 射幸心や購買欲を過度に煽る恐れのあるもの
- ・ 青少年の健全な育成に対して配慮することなく、暴力など個人の生命、身体、安全を害する恐れ

のある反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたもの

- ・ 青少年が模倣した際に生命や身体の安全を害する可能性がある場合に予め注意を呼びかけるなどの措置をとらないもの
- ・ 健全な社会通念に反し、品性を損なうような表現を用いたもの

イ) コンテンツが、良識のあるもので、利用者の信頼に足ることが配慮されること

- ・ 利用者にとってわかりやすく、使いやすい、安心して利用できるサービスであること
- ・ コンテンツが、利用者に対して対価に相当する価値を提供するものであること
例) 利用者に毎月課金される形で提供されるコンテンツは適切な更新や追加を行うこと
- ・ 目的が明確でない短期間のサービスでないこと
- ・ 課金対象サイトの外のサイト／コンテンツなどへの誘導を主目的としていないこと
- ・ 取引対象や取引方法などについて、サイト上で利用者が理解できるよう十分な説明がなされていること

ウ) コンテンツがコミュニティの要素を含む場合は、以下の規定を充足していること

- ・ チャットや掲示板など、コンテンツのサービス利用者間でのコミュニティの形成を目的とするサービスについては、個人のプライバシーの保護に特に配慮し、他のメンバーに対する中傷を避け、トラブルが発生しないよう、適切に運営すること
例) ・ 掲示板に入力する際に、電話番号や住所等が入力できないようなシステム上の仕組みがある
・ 利用者からの問い合わせに対応するためのコールセンターが設置されている

D) リンク実施時の条件

リンク実施時においては、以下の規定を満たす必要がある。

- ・ 利用者にメリットが望めるリンク先であること
- ・ 他のCPが提供するサイトへのリンク、又は他のCPの電話番号もしくはメールアドレスの表示を行う場合は、その掲載及び利用の承諾が事前に得られており、責任の所在が明確であること
- ・ 関係する法令、公序良俗に反している等、携帯PHS事業者が不適切であると認めた場合のリンクは速やかに削除できること

(2) 違法・有害・悪質コンテンツへの対処

携帯PHS事業者が一般CPに回収サービスを提供するにあたり、一般CPに以下のような行為が認められた場合は、携帯PHS事業者は当該一般CPに対し、違反項目及び内容を明示した上で、一定の期間内に改善することを求め、当該要請に従わない場合には、回収サービスの提供を停止する旨の通知を行った上で、当該要請に従わない一般CPへの回収サービスの提供を停止することが許容される。なお、一般CPによる違反行為が明白であり、かつ利用者保護の観点から緊急を要する場合には、携帯PHS事業者は上記通知を行うことなく、回収サービスを停止することが許容される。

A) 違法行為

- ・ わいせつ物の頒布等(刑法第175条)に該当する場合
- ・ 児童ポルノの提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法

律第7条)に該当する場合

- ・ 売春防止法違反の勧誘、周旋等(売春防止法第5条・第6条)に該当する場合
- ・ 出会い系サイト規制法の児童に係る誘引の禁止(出会い系サイト規制法第6条)に該当する場合
- ・ 薬物犯罪の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり又は唆す行為(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第9条)及び規制薬物の広告(覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条)に該当する場合
- ・ 金融機関の口座売買等の勧誘・誘引の禁止(犯罪による収益の移転防止に関する法律第26条)に該当する場合
- ・ 携帯電話・PHSの匿名貸与業・無断譲渡業等の勧誘・誘引の禁止(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第20条から第23条まで)に該当する場合
- ・ 予め利用者の同意を得ないで、未承諾の広告・宣伝メール等を送りつける行為(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第3条・第5条・第6条、特定商取引に関する法律第11条・第12条)に該当する場合
- ・ その他法令に違反する行為

B) 有害行為

- ・ 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫臓器売買、人身売買、自殺関与、硫化水素ガスの製造等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する場合
- ・ 違法行為に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる場合
- ・ 人を自殺に誘引・勧誘する場合
- ・ 性別、人種、宗教等に基づく憎しみを扇動するような場合

C) 悪質行為

- ・ 本来の目的とは異なる使い方による不正な行為
- ・ 自身の広告リンクを通じて架空の申し込みをする行為
- ・ 広告のクリックを不適切に誘発する行為
- ・ アフィリエイト報酬などを有害サイト閲覧に係る対価(有害サイト専用ポイント等の発行の対価など)の回収に利用することを目的としたサイトに広告を掲出する行為
- ・ 電子マネー等への換金目的のために大量のスポンサーサイト(有料サイト)に出稿する行為
- ・ 利用者の十分な理解を得られていないまま、契約を締結させ、後にコンテンツの利用料金や入会金等を請求する行為

(3) コンテンツ利用料金の未回収時における債権の扱いについて

利用料金の未回収により生じる債権の貸し倒れリスクの負担については、回収サービスの形態により異なることから、その際の利用者・一般CP・携帯PHS事業者の間のトラブルを回避することを目的

に、回収サービスの形態別に未回収時のリスク負担について以下に示す。

回収代行型の場合、携帯PHS事業者において回収代行業務を受け持つものの、コンテンツ利用料金の債権は一般CP側にあることから、コンテンツ利用料金の未回収リスクは一般CPが負うものである。

また、債権譲渡型の場合、原則としてコンテンツ利用料金の債権は携帯PHS事業者に譲り渡されることから、コンテンツ利用料金の未回収リスクは携帯PHS事業者が負うものである。なお、債権譲渡型であっても、一般CPと携帯PHS事業者の間の契約において、異なる債権の取り扱いに関する条件が規定されている場合は、その規定内容に従う。

3章 公式サイトへの携帯PHS事業者以外の課金事業者の提供する決済手段の導入

3-1 基本的な考え方

公式CPが、公式サイトにおいて携帯PHS事業者以外の課金事業者が提供する決済手段を利用するにあたり、利用者の安心・安全が確保されるよう、利用者・公式CP・携帯PHS事業者・課金事業者の責任関係の明確化、不正利用・過剰利用の防止、事業者間の信頼性の確保の在り方等について、その指針を定めるものである。

また、既存のビジネスモデルへの影響についても慎重な対応が必要であり、公式CP・携帯PHS事業者・課金事業者によるビジネスベースでの協議に基づく判断を尊重し、モバイルコンテンツ市場の更なる発展拡大及び活性化に向けて関係事業者が協力関係を構築していくことが期待される。

決済手段の多様化により、利用者にとってコンテンツ利用料金の決済方法の選択肢が増えることになるが、利用者に対するコンテンツの価値向上を通じて、モバイルコンテンツ市場の発展拡大を図るよう、関係事業者が努力することが望まれる。

3-2 責任関係の明確化

(1) 決済に関する公式CPと課金事業者の契約関係

公式CPが課金事業者の決済手段を利用する場合、公式CPと課金事業者の間の契約において、コンテンツ提供や課金回収等に関する責任について、予め明確にしておく必要がある。なお、携帯PHS事業者は、公式CPと課金事業者の間における契約関係について何ら責任を負うものではない。

また、公式サイトにおいて課金事業者の決済手段を利用するにあたっては、携帯PHS事業者とのシステム連携等が必要になることも想定されるため、必要に応じ、携帯PHS事業者は課金事業者に対し契約の締結を求めることが許容される。

(2) 決済に関するトラブル発生時の規律・責任関係

決済に関するトラブル発生時における責任関係や対応方法について、予め公式CPと課金事業者の間の契約において明確にしておく必要があり、実際に決済に関してトラブル等が発生した場合には、公式CPと課金事業者それぞれが利用者に対して真摯に対応を行う必要がある。

また、携帯PHS事業者は、決済に関するトラブルの対応について一切の責任を負う立場になく、故に利用者からの問い合わせに対して適切に対処できるよう、公式CP・課金事業者は提供するサイト内において、電話及び郵送による問い合わせ窓口を明らかにする必要がある。

(3) 決済に関する公式CP・課金事業者と利用者の契約関係

公式CPが課金事業者の決済手段を利用する場合、利用者が当該決済手段を利用して決済を行うことから、公式CP及び課金事業者は、利用者との間の契約において、課金回収等における責任分担について明確にした上で、利用者に対して適切な周知等を行う必要がある。

3-3 決済の信頼性確保

(1) 課金事業者としての適格性・信頼性

利用者に対し課金回収の信頼性を確保し、利用者の安心・安全を確保するため、公式CPが公式サイトにおいて利用する決済手段に係る課金事業者については、その継続性及び財務の健全性を担保

する観点から、以下の要件を満たす事業者であることが必要である。これは、公式サイト内における決済手段の提供後についても同様であり、公式CPは、課金事業者が以下の条件を満たさないと判断された場合は、当該課金事業者に対し、違反項目及び内容を明示した上で、一定の期間内に改善することを求め、当該要請に従わない場合には、当該課金事業者が提供する決済手段を利用者に選択させることを停止する旨の通知を行った上で、当該要請に従わない課金事業者が提供する決済手段を利用者に選択させることを停止することが許容される。なお、課金事業者による違反行為が明白であり、かつ利用者保護の観点から緊急を要する場合には、公式CPは上記通知を行うことなく、当該要請に従わない課金事業者が提供する決済手段を利用者に選択させることを停止することが許容される。

また、携帯PHS事業者は、公式CPが採用する決済手段の課金事業者が以下の要件を満たさないと判断された場合は、当該公式CPに対し、違反項目及び内容を明示した上で、一定期間内に課金事業者をして改善させるか、当該課金事業者が提供する決済手段を利用者に選択させることを停止することを求め、当該要請に従わない場合には、当該公式CPに対して公式サイトとしての取扱いの全部又は一部を停止する旨の通知を行った上で、当該公式CPに関する公式CPとしての取扱いの全部又は一部を停止することが許容される。なお、課金事業者による違反行為が明白であり、かつ利用者保護の観点から緊急を要する場合には、携帯PHS事業者は上記通知を行うことなく、当該公式CPに対して公式CPとしての取扱いの全部又は一部を停止することが許容される。

- ・ 守るべき法令を遵守しており、適用される法令に則り必要な登録、届出を行っていること
- ・ 利用者の安心・安全を確保する点から、一定期間の提供実績、一定額の資本金・取扱高を有すること
- ・ 上場会社又は会社法上の大会社、もしくは会計監査人設置会社であること
- ・ 決済対象である公式サイト上のコンテンツに関し、携帯PHS事業者と同等の審査基準を有していること
- ・ 決済対象である公式サイト上のコンテンツに関し、継続的なモニタリングができること
- ・ 携帯PHS事業者が定める一定の情報開示を行うこと
- ・ 利用者その他の第三者からの問い合わせに対して責任を持って適切に対応できる体制を整えていること
- ・ 利用者情報の適切な取り扱い等、プライバシー保護に配慮した個人情報管理体制が確立されていること
- ・ 誤請求やシステム不具合、課金トラブル等が頻繁に発生しないよう、安全性に配慮していること
- ・ その他、利用者に著しい不利益を与えるような取り扱いがないこと

(2) 違法・有害・悪質な課金事業者への対処

公式CPが課金事業者の決済手段を利用するにあたり、公式CPは、課金事業者に以下のような行為が認められた場合は、当該課金事業者に対し、違反項目及び内容を明示した上で、一定の期間内に改善することを求め、当該要請に従わない場合には、当該課金事業者が提供する決済手段を利用者に選択させることを停止する旨の通知を行った上で、当該要請に従わない課金事業者が提供する決済手段を利用者に選択させることを停止することが許容される。なお、課金事業者による不正行為が明白であり、かつ利用者保護の観点から緊急を要する場合には、公式CPは上記通知を行うことなく、当該要請に従わない課金事業者が提供する決済手段を利用者に選択させることを停止することが

許容される。

また、携帯PHS事業者は、公式CPが採用する決済手段の課金事業者に以下のような行為が認められた場合は、当該公式CPに対し、違反項目及び内容を明示した上で、一定期間内に課金事業者をして改善させるか、当該課金事業者が提供する決済手段を利用者に選択させることを停止することを求め、当該要請に従わない場合には、当該公式CPに対して公式サイトとしての取扱いの全部又は一部を停止する旨の通知を行った上で、当該公式CPに関する公式CPとしての取扱いの全部又は一部を停止することが許容される。なお、課金事業者による違反行為が明白であり、かつ利用者保護の観点から緊急を要する場合には、携帯PHS事業者は上記通知を行うことなく、当該公式CPに対して公式CPとしての取扱いの全部又は一部を停止することが許容される。

- ・ 課金データを不正に改ざんする行為
- ・ 資金決済法、債権管理回収業に関する特別措置法に該当する場合
- ・ その他法令に違反する行為

3-4 携帯PHS事業者のポータル内の各サイトに対する措置

(1) コンテンツの利用料金(単価)及び1ヶ月の利用額に関する上限額設定

利用者の不正利用・過剰利用を防止するために、ポータル運営者である携帯PHS事業者は、公式サイト内でのコンテンツ提供に対して、コンテンツの利用料金(単価)や利用者1人あたりの1ヶ月間の利用額について、ポータルとして適切な上限額を設定することが望ましい。

また、決済手段の多様化により、同一サイト上で複数の決済手段の利用が可能となることから、不正利用・過剰利用の防止の観点から、公式CPにおいても、利用者毎の利用上限額の設定を行うことが望ましい。ただし、利用者から特に要請があった場合には、公式CPが予め利用者の与信を確認した上で、当該利用者に対してその利用上限額を増額することが許容される。

(利用者の与信を確認するための手法例)

- ・ クレジットカードを保有する等、一定の与信が可能と判断できる場合
- ・ 未成年者でないことが証明できる場合

4章 利用者との関係について

4-1 基本的な考え方

CPにおける多種多様なコンテンツの提供や支払手段の多様化により、利用者が享受するモバイルコンテンツの利用価値や利便性が向上するという側面がある一方、利用者にとってモバイルコンテンツを取得・利用する際の取引条件や責任関係が複雑化し、利用者がコンテンツの取得・利用に伴うリスクなどを適切に評価して取引の是非を判断するために、事業者側から十分な情報が分かりやすく提供されることなどが一層求められることになることから、利用者の安心・安全が確保されるよう、責任関係の明確化や利用者保護・利用者告知の在り方について、その指針を定めるものである。

4-2 責任関係の明確化

(1) コンテンツ・課金に関する利用者との契約関係

CPが利用者に提供するコンテンツに関しては、利用者とCPの間の契約においてコンテンツの提供・利用等に関する責任を明確にする必要がある。

具体的には、コンテンツの提供・利用、利用料金の額、利用料金の支払期限・請求方法・支払方法（携帯PHS事業者の回収サービスや課金事業者が提供する決済手段を利用する場合にはその旨及びその内容）、利用期間、著作権の帰属、禁止行為等に関する内容を予め明確に示すことが必要である。これらが明示された契約が利用者とCPの間に締結されることにより、責任の関係が明確化され、利用者にも契約の範囲内において責任が生じることになる。

また、特に支払方法（携帯PHS事業者の回収サービスや課金事業者が提供する決済手段を利用する場合にはその旨及びその内容）などの重要な事項については、CPは、利用者とCPの間に締結される契約において定めるだけでなく、利用者に対して適切な周知等を行うことが必要となる。

(2) 通信利用に関する利用者との契約関係

CPが利用者に対してコンテンツを提供する際に利用される携帯電話等インターネット接続役務は、コンテンツ提供に係る役務と同時に提供されるものであるが、利用者は携帯電話等インターネット接続役務の利用に対し対価である通信料金を支払うものであることから、CPは、利用者に対して、CPによるコンテンツ提供契約とは別に通信利用契約に基づき通信料金の支払いが生じることを明示する必要がある。

従って、CPは、利用者に対して、コンテンツ取得に伴う通信の利用に対して独立した役務利用としての対価を支払うことを十分に周知する必要がある。

4-3 利用者保護の在り方

CPが利用者にコンテンツを提供する際に利用者認証を行うこととなるが、利用者認証の確立はCPが責任を持って行う必要があり、CPは、不正利用に対する対策を十分に行った上、利用者の安心・安全に努める必要がある。

また、利用者の不正利用・過剰利用を防止するために、携帯PHS事業者自らが回収サービスを提供するコンテンツや公式サイト内のコンテンツに関して、コンテンツの利用料金（単価）や利用者1人あたりの1ヶ月の利用額に上限額を設けることが許容される。

また、決済手段の多様化により、同一サイト上で複数の決済手段の利用が可能となることから、利用

者の不正利用・過剰利用の防止の観点から、CPにおいても、利用者毎の利用上限額の設定を行うことが望ましい。

4-4 利用者告知等の在り方

CPが利用者にコンテンツを提供するにあたり、NTTダイヤルQ²サービスの利用に係る最高裁判決（2001年3月27日、最高裁第三小法廷判決）の中で、「従来の通話とは異なり、その利用に係る通話料の高額化に容易に結びつく危険を内包していたものであったから、公益的事業者である上告人（NTT）としては、同サービスの内容やその危険性等につき具体的且つ十分な周知を図るとともに、その危険の実現化をできる限り阻止するために可能な対策を講じておくべきであった。」と記されており、利用者告知の必要性や危険性への対応が求められたところである。

こうしたことから、モバイルコンテンツの取得・利用にあたり、利用者の安心・安全が確保されるよう、CP・携帯PHS事業者が利用者に対してサービスの内容や危険性について告知等を行うことが必要である。

参考1 モバイルプラットフォーム協議会構成員

構成員 (敬称略)

	所属	部署名・役職	氏 名
1	(株)NTTドコモ	コンシューマサービス部長	阿佐美 弘恭
2	(株)NTTドコモ	経営企画部 企画調整室担当部長	熊倉 浩高
3	KDDI(株)	コンシューマ商品統括本部 コンテンツ・メディア本部 本部長	雨宮 俊武
4	KDDI(株)	コンシューマ商品統括本部 事業開発部 総括G 課長補佐	大野 拓哉
5	ソフトバンクモバイル(株)	常務執行役員 渉外本部長	弓削 哲也
6	ソフトバンクモバイル(株)	マーケティング本部 サービスコンテンツマーケティング統括部 コンテンツオペレーション部長	大石 隆行
7	(株)ウィルコム	サービス計画部 コンテンツ企画グループリーダー 課長補佐	生田 浩史
8	イー・モバイル(株)	経営戦略本部 商品企画部	橋本 直人
9	イー・モバイル(株)	企画本部 企画部	松本 将格
10	モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)	常務理事	岸原 孝昌
11	(株) インデックス	社長室渉外担当	佐藤 浩行
12	(株)サイバード	BtoC事業本部 マーケティング本部 部長	高野 敦伸
13	オープンモバイルコンソーシアム(OMC)	認証課金分科会	森 克実
14	花王(株)	Web 作成部 ディレクター	本間 充

オブザーバー

	所属	部署名・役職	氏 名
15	総務省	総合通信基盤局電気通信事業部 事業政策課	岩井 大輔
16	総務省	情報通信国際戦略局情報通信政策課 政策係長	長屋 嘉明
17	総務省	情報流通行政政局コンテンツ振興課 企画係長	山本 裕一

主査

	所属	部署名・役職	氏名
18	慶應義塾大学	大学院メディアデザイン研究科教授	黒瀬 泰平

事務局

	所属	部署名・役職	氏名
19	一般社団法人 融合研究所	理事	平田 博子
20	一般社団法人 融合研究所		内山 あさか
21	一般社団法人 融合研究所		大山 美由紀

参考2

標準ガイドライン起草委員会メンバー

◆起草委員会メンバー

(敬称略)

会社・団体・組織			氏名
委員長	慶應義塾大学	大学院メディアデザイン研究科	黒瀬 泰平
委員	イー・モバイル(株)	経営戦略本部 商品企画部	橋本 直人
		企画本部 企画部	松本 将格
	(株)インデックス	CP局 CP部	安倍 義人
	(株)ウィルコム	サービス計画部	生田 浩史
			出口 真人
	(株)ウェブマネー	営業部	橋野 太郎
	エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ(株)	コミック配信グループ	新谷 敬之
	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	コンシューマサービス部	鈴木 政宏
		企画調整室	熊倉 浩高
	OMC	認証課金分科会	森 克実
	グリー(株)	経営管理部	青柳 直樹
	KDDI(株)	コンシューマ商品統括本部 事業開発部	大野 拓哉
		コンテンツ・メディア本部 コンテンツビジネス部	柳原 正憲
	(株)サイバード	マーケティング本部	高野 敦伸
	(株)サミーネットワークス	新規企画本部	井島 剛志
	ソフトバンクモバイル(株)	マーケティング本部 事業推進統括部	花村 学
		渉外本部 渉外統括部	松井 敏彦
	(株)ディー・エヌ・エー	経営企画本部	奥山 賢一
	(株)ドワンゴ	ニコニコ事業本部 アライアンス事業部	野村 雄一郎
	(株)バンダイナムコゲームス	NE事業本部 技術部	山崎 秀人
	(株)ミクシィ	経営管理本部	小泉 文明

◆同ステアリングチーム

(敬称略)

会社・団体・組織			氏名
メンバー	(株)ウェブマネー	営業部	橋野 太郎
	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	コンシューマサービス部	鈴木 政宏
		経営企画部	山本 秀樹
		企画調整室	熊倉 浩高
	グリー(株)	経営企画室	東 明宏
	KDDI(株)	コンシューマ商品統括本部 事業開発部	大野 拓哉
		コンテンツ・メディア本部 コンテンツビジネス部	柳原 正憲
			道西 賢哉
	(株)サイバード	マーケティング本部	高野 敦伸
	ソフトバンクモバイル(株)	マーケティング本部 事業推進統括部	花村 学
		渉外本部 渉外統括部	松井 敏彦
	(株)ディー・エヌ・エー	経営企画本部	奥山 賢一